

新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消の推進に関する法律案 概要

総 則

1 定義

「新型コロナウイルス感染症に関連する差別」は、次の行為をいうこと。

- ① 感染者・感染しているおそれのある者に対する不当な差別的取扱い
- ② 感染者であった者に対する不当な差別的取扱い
- ③ 感染者等（①・②の者）と共通する一定の属性を有する者に対する不当な差別的取扱い
- ④ ワクチン接種を受けていない者に対する不当な差別的取扱い
- ⑤ 謝罪・金品供与の強要、名誉又は信用の毀損、私生活の平穩の侵害
その他①～④の者の権利利益を侵害する行為
- ⑥ ①～⑤に掲げる行為を要求し、依頼し又は唆すこと

2 基本理念

- (1) 施策は、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを旨として、行われなければならないこと。
- (2) 施策は、感染者等への差別的意識に基づく言動により何人も苦痛と苦難を強いられることのない社会を実現することを旨として、行われなければならないこと。
- (3) 施策を講ずるに当たっては、差別の解消が感染症のまん延防止のために重要であることに留意しなければならないこと。

3 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体について、それぞれ責務規定を設けること。

差別の禁止

何人も、新型コロナウイルス感染症に関連する差別を行ってはならないこと。

差別の解消のための措置等

1 基本指針等

- (1) 政府は、基本理念にのっとり、基本指針を定めること。
- (2) 国の行政機関の長等は、職員向けの対応要領を定めること。
また、地方公共団体の機関等も、職員向けの対応要領を定めるよう努めること。
- (3) 主務大臣は、事業者のための対応指針を定めること。

2 事業者に対する報告徴収、助言・指導等

主務大臣は、事業者の差別の解消のため特に必要があるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告徴収、助言・指導等ができるものとする。

3 誹謗中傷に対応するための協力要請

インターネットを通じた誹謗中傷等を受けた者は、その情報の削除等の請求を行うに当たり、法務局等の協力を求めることができること。

- 公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。
- その他所要の規定を整備すること。